

自治基本条例を活かすまちづくり

辻山 幸宣

はじめに - 自治基本条例の意味を考える

- (1) 「まちの治め方」が変わるということ（政府が賄ってきた地域運営にかげり）
社会の変容で 地域力の低下で 行政解決力の低下で
- (2) 地方分権改革「地域のことは地域で決める」
I字型からフラスコ型へ(ガバメントからガバナンスへ)
- (3) ガバナンス基本法(2条：最高規範性=憲法)としての基本条例

1. 「まち」は誰のものか

「市民一人一人が自分たちのまちとして」(前文)

2. どんなまちにするか - 共感を広げていく活動

「自然と都会の良さが調和した持続的発展性のある都市」(前文)

「すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市」(前文)

3. 「まち」をどのように運営するか

「市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関」(3条) - 主権者としての自覚(破綻自治体の例)

「立案、実施および評価のそれぞれの過程において、市民の参加が基本」(5条)

「協働を基本とした市政運営」(6条)

4. 「まち」の運営を任せきりにしてきたこれまでをふり返る

- ・要求すれば「やってくれる」 自分たちでできることは？
- ・自分達は私生活の向上に邁進 自己責任だけでは生きられない
- ・連帯する仲間をつくる、必要にされて生きる

5. 地域のことは地域できめる、決めたことは守らせる

- ・地域のことを一番よく知っているのは誰？納得する決定
- ・議会 = 「公益の実現」(13条) 強制力 VS コミュニティ自治

6. 自治体政府の行動に目を向ける

- ・効率的で透明(18条) ・行政サービスの向上(18条)
- ・分かりやすい情報提供参加(18条) ・分かりやすい説明(18条)
- ・議会情報の提供(13条) ・議会情報をわかりやすく説明(14条)

7. 協力してまちづくりを進める

- ・ 市民・議会・執行機関の協力（6条）
- ・ 「市民は積極的にまちづくりに参加し自治を推進します」（11条）
- ・ コミュニティ組織と市民活動団体は連携を図り、協力して」（12条）

8. 自発的なまちづくり活動

- ・ コミュニティ（12条）を活性化する
- ・ できることを探す
- ・ 仲間と「公共」を楽しむ

9. まとめ

【行政との関係で市民は】

自治基本条例の理念を共有する
参加機会に応募する 提案活動
協働事業への参加 公の施設の管理受託
市民活動支援の予算と仕組み作り
自治基本条例を見直す

【地域で市民は】

市民間の協力をつくる - 市民事業 協働
公的資金配分機構をつくる、まちを探す
地域の連携でつくる
混住社会を生きる（外国人・ホームレス・
単身・子ども）
まちづくりの会議をつくる、参加する

【議会の課題】

- ・ 個別条例制定
- ・ 監視し条例を見直す議会
- ・ 参加制度 会議公開
- ・ 議会基本条例

【行政の課題】

- ・ 行政執務の改善
- ・ してやる体質の克服
- ・ 時間切れ行政の必勝の反省